

熊本県公報

第 1 0 8 2 0号
平成 14年 4月 3日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
指定居宅サービス事業所の指定	(高 齢 保 健 福 祉 課)	1
生活保護法による医療機関等の指定	(医 務 福 祉 課)	1
生活保護法による指定医療機関等の廃止	(")	2
生活保護法による指定医療機関等の変更	(")	3
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	3
"	(")	3
道路の供用開始	(")	4
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	4
"	(")	4
"	(")	4
宅地建物取引業者の監督処分	(")	5
定款変更認可	(農 村 計 画 課)	5
土地改良事業施行の認可	(")	5
"	(")	5
"	(")	5
"	(")	5
土地改良事業施行の適否決定	(")	5
県営土地改良事業計画	(")	6
"	(")	6
"	(")	6
"	(")	6
高齢者向け優良賃貸住宅の事業者の募集	(住 宅 課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商 工 政 策 課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見	(")	8
"	(")	8
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表	(廃 棄 物 対 策 課)	8
登 載 依 頼		
土地収用法に基づく公示送達	(収 用 委 員 会)	9

告 示

熊本県告示第 321号
介護保険法(平成9年法律第 123号)第 41条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
医療法人蘇春堂人吉中央温泉病院 人吉市上青井町 170番地 1	医療法人蘇春堂	平成 14年 3月 26日

熊本県告示第 322号
生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により、医療機関等を次のように指定した。
平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6030102	中島内科医院	医療法人中島会	荒尾市増永 2737	平成 14年 2月 1日
6070072	横手医院	医療法人翠光会	山鹿市津留 2086	平成 14年 2月 1日
6190008	成松医院	成松 明子	下益城郡富合町榎津 1201	平成 14年 1月 1日
6580009	たなか内科眼科	医療法人社団み どり会	上益城郡嘉島町鯉 1898-3	平成 14年 2月 1日

〔 歯 科 〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6034039	ふるやしき歯科	古屋敷 努	荒尾市増永 1864-5	平成 14年 3月 1日
6374018	あさひ歯科 クリニック	高橋 伸児	鹿本郡植木町舞尾 620	平成 14年 2月 18日

〔 薬 局 〕

指定番号	薬局名称	開 設 者	薬局所在地	指定年月日
870	日本調剤八代薬局	日本調剤株式会 社	八代市本町 1-8-37	平成 14年 2月 21日
871	凌雲堂調剤薬局	有限会社凌雲堂	荒尾市荒尾 4160-255	平成 14年 1月 1日
872	有限会社愛薬局	有限会社愛薬局	菊池市大字大琳寺 241- 18	平成 14年 2月 1日
873	江南薬局	岡澤 絹子	下益城郡小川町北新田字 小鶴 61-4	平成 14年 2月 16日

熊本県告示第 323号

生活保護法施行規則（昭和 25年厚生省令第 21号）第 14条の規定により、次の指定医療機関等から廃止の届出があった。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
中島内科医院	中島 明	荒尾市増永 2737	平成 14年 1月 31日
横手医院	横手 敏明	山鹿市津留 2086	平成 14年 1月 31日
成松医院	成松 孝男	下益城郡富合町榎津 1201	平成 13年 12月 31日

〔 歯 科 〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
あさひ歯科クリニッ ク	一木 良茂	鹿本郡植木町舞尾 620 植木ショッピングプラザ 2 F	平成 10年 6月 7日

〔 薬 局 〕

薬 局 名 称	開 設 者	薬 局 所 在 地	廃止年月日
凌雲堂調剤薬局	杉田 ゆき	荒尾市荒尾 4160-255	平成 13年 12月 31日
菊池南薬局	本田 和子	菊池市大字大琳寺字東村前 241-18	平成 14年 1月 31日

熊本県告示第 324号
 生活保護法施行規則（昭和 25年厚生省令第 21号）第 14条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。
 平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 薬 局 〕

薬局名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
良寛堂薬局	有限会社松橋調剤センター	名称		平成 14年 2月 1日
		松橋中央調剤薬局	良寛堂薬局	

熊本県告示第 325号
 道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 14年 4月 3日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	菊池赤水線	菊池市大字亘字有平 96番3地先から 菊池市大字藤田字前田 35番2地先まで	前	5.5 ~ 21.0	347.0	緊道整
			後	9.0 ~ 43.5	358.5	
一般 県道	熊本菊鹿線	菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂 2191番3地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	前	18.5 ~ 19.0	50.0	街路整備
			後	18.5 ~ 25.5	50.0	

2 区域変更する期日 平成 14年 4月 3日

熊本県告示第 326号
 道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 14年 4月 3日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	中津道 八代線	八代郡坂本村大字西部い字落し 2650番 地先から 同 所 同 字 2654番2地先まで	前	7.5 ~ 12.6	41.9	迂回路 撤去
			後	7.0 ~ 9.0	41.3	

2 区域変更する期日 平成 14年 4月 3日

熊本県告示第 327号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 3日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池郡泗水町大字田島字八久保 2627番1地先から 同 所 字岡原 2872番 地先まで	126.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 3日

公 告

熊本県公告第 237号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡合志町大字豊岡字大摩原 2000番 87、同 2000番 88の一部、同 2000番 89の一部、同 2000番 466及び同 2000番 467
9,873.65平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市白山1丁目4番9号
熊本タカスギ株式会社

熊本県公告第 238号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池市大字袈裟尾 537番1、同 537番2、同 537番3、同 538番、同 540番、同 541番1、同 543番1、同 1024番及び同 1024番7
6,725.49平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

菊池市

熊本県公告第 239号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

鹿本郡植木町大字岩野字保立前 29番1、同 30番、同 32番3、同 33番3及び里道の一部
3,342.45平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号
株式会社しまむら

熊本県公告第 240 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商号又は名称 さくら地所
代表者氏名 西村 節蔵
事務所所在地 熊本市龍田町弓削 770 番地 1
免許証番号 熊本県知事（ 1 ）第 4048 号
免許年月日 平成 10 年 6 月 23 日
- 2 処分年月日
平成 14 年 3 月 23 日
- 3 処分内容
宅地建物取引業務の全部停止 1 週間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 241 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 13 年 10 月 22 日付けで申請の定款変更については、平成 14 年 3 月 22 日付けで認可した。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 242 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 13 年 10 月 22 日付けで申請のあった大浜地区土地改良事業（農業用道路）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項で準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 3 月 22 日付けで認可した。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 243 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 13 年 10 月 22 日付けで申請のあった烏帽子地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項で準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 3 月 22 日付けで認可した。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 244 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 13 年 10 月 22 日付けで申請のあった小野尻地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項で準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 3 月 22 日付けで認可した。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 245 号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成 13 年 10 月 22 日付けで申請のあった共和地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項で準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 14 年 3 月 22 日付けで認可した。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 246 号

小国町長宮崎暢俊から土地改良事業施行の協議があったので審査し、平成 14 年 3 月 25 日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条第 2 項第 5 項で準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し出られたい。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成 14年 4月 4日から平成 14年 5月 2日まで
- 2 縦覧場所
小国町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
星原地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

熊本県公告第 247号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営上益城中央（南三箇）地区土地改良事業（農業用道路）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央（南三箇）地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 4日から平成 14年 5月 2日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 248号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営上益城中央（田代）地区土地改良事業（農用地の保全）計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上益城中央（田代）地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 4日から平成 14年 5月 2日まで
- 3 縦覧場所
甲佐町役場

熊本県公告第 249号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定により、県営布田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営布田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 14年 4月 4日から平成 14年 5月 2日まで
- 3 縦覧場所
西原町役場

熊本県公告第 250号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 87条第 1項の規定に基づき、県営沖地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後 15日以内に申し立てられたい。

平成 14年 4月 3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営沖地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成 14 年 4 月 4 日から平成 14 年 5 月 2 日まで
- 3 縦覧場所
鹿央町役場

熊本県公告第 251 号

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項及び同補助金交付要項により、県の補助を受け、60 歳以上の高齢者世帯向けの賃貸住宅を整備し、管理を行う事業者を次のとおり募集する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 募集期間
平成 14 年 4 月 8 日（月）から 4 月 19 日（金）までの期間で午前 9 時から午後 5 時まで
- 2 募集戸数
100 戸以内
- 3 応募条件
 - （1）事業者は、賃貸住宅を整備しようとする土地の所有者又はその土地を使用する権利を有している者であること。
 - （2）事業を確実に実施するための適正な資金計画があること。
 - （3）法人にあっては賃貸住宅の経営が関係法令上支障がないこと。
 - （4）原則として平成 14 年度内において住宅の整備が可能であること。
- 4 応募方法
整備を予定している賃貸住宅の内容を記載した応募用紙、住宅の設計図書（配置図、平面図及び立面図）及び敷地の位置図を事業者が直接持参のうえ、熊本県土木部住宅課へ提出すること。
- 5 その他
詳細については、熊本県土木部住宅課へ問い合わせること。
- 6 応募先及び照会先
熊本県土木部住宅課計画係
熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話 096 - 383 - 1111（内線 6245、6246）

熊本県公告第 252 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂三角店
宇土郡三角町三角浦 1159 - 127
- 2 変更しようとする事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 9 時
変更後 24 時間営業
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 10 時まで
変更後 24 時間
 - （3）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前 6 時から午後 10 時まで
変更後 24 時間
- 3 変更する年月日
平成 14 年 3 月 23 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ニコニコ堂ほか 5
 - （2）大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,421㎡
 - （3）駐車場の収容台数
139 台
 - （4）駐輪場の収容台数
40 台
 - （5）荷さばき施設の面積
27㎡
 - （6）廃棄物等の保管施設の容量

- 81m²
(7) 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所

- 5 届出年月日
平成 14 年 3 月 15 日
6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成 14 年 4 月 3 日から平成 14 年 8 月 2 日まで

熊本県公告第 253 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)寿屋水前寺駅前
熊本市水前寺 1 丁目 296 - 1 ほか
2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、開店後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 14 年 4 月 3 日から平成 14 年 5 月 2 日まで

熊本県公告第 254 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項の規定により益城町から意見書の提出があったので、同法第 8 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
寿屋益城店
上益城郡益城町惣領 1415
2 市町村意見の概要
なし
3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
平成 14 年 4 月 3 日から平成 14 年 5 月 2 日まで

熊本県公告第 255 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 9 条の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の公表について、平成 13 年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書及び添付書類を公衆の縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間
平成 14 年 4 月 3 日から平成 15 年 3 月 31 日までの日のそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までとする。
2 縦覧を行う場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課産業廃棄物指導係
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 7367、7368
3 その他
縦覧した者は、氏名及び住所を名簿に記入することとする。

登 載 依 頼

熊 本 県 収 用 委 員 会 公 告 第 8 号

公 示 送 達

熊 本 県 球 磨 郡 五 木 村 丙 字 金 川 1106・1131番 7、1153番、1207番、1242番、1259番
の 土 地 所 有 者

氏 名 山 下 耕 司 (持 分 45360分 の 21)

住 所 居 所 不 明 た だ し 住 民 票 上 の 住 所

熊 本 県 熊 本 市 吉 原 町 12番 地

土 地 収 用 法 (昭 和 26年 法 律 第 219号) 第 46条 第 2項 の 規 定 に 基 づ き 上 記 の 者 に 送 達
す べ き 下 記 書 類 は、当 収 用 委 員 会 事 務 局 (熊 本 県 土 木 部 用 地 対 策 課 内) に お い て 保 管 し て
あ る の で、出 頭 の う え そ の 交 付 を 受 け て 下 さ い。

記

平 成 14年 3月 27日 付 け 熊 収 第 273号 の 書 類 (一 級 河 川 球 磨 川 水 系 川 辺 川 ダ ム 建 設 工
事 及 び こ れ に 伴 う 附 帯 工 事 の 土 地 収 用 案 件 に 係 る 第 2回 審 理 開 催 通 知 書)

(注 意) 上 記 書 類 を 受 領 し な い と き は、平 成 14年 4月 17日 を も っ て 書 類 の 送 達 が あ っ
た も の と み な さ れ ま す。

平 成 14年 4月 3日

熊 本 県 収 用 委 員 会 会 長 塚 本 侃

